（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第二十三条　障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第五章　児童デイサービス
第一節　基本方針（第九十六条）
第二節　人員に関する基準（第九十七条・第九十八条）
第三節　設備に関する基準（第九十九条）
第四節　運営に関する基準（第百条―第百七条）
第五節　基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百八条―第百十三条）」

を「第五章　削除」に改める。

第一条第三号中「第二項及び第四項から第六項」を「第二項から第五項」に、「第二百二十三条第四項から第六項」を「第二百二十三条第三項から第五項」に改め、同条第八号中「、第二百十四条」を削り、同条第九号中「並びに第五章、附則第五条及び附則第六条の規定による基準」を削る。

第二条第三号中「第五条第十八項第二号」を「第五条第二十二項」に改め、同条第四号中「第二十二条第四項」を「第二十二条第七項」に改め、同条第五号中「第二十二条第五項」を「第二十二条第八項」に改め、同条第十三号中「第二十九条第五項」を「第二十九条第四項」に改め、同条第十六号中「、第九十六条に規定する指定児童デイサービスの事業」を削り、「指定就労継続支援B型の事業」の下に「並びに児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第四条に規定する指定児童発達支援の事業、同令第五十五条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、同令第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び同令第七十二条に規定する指定保育所等訪問支援の事業」を、「行うこと」の下に「（同令に規定する事業のみを行う場合を除く。）」を加える。

第五条第二項中「うち事業の規模」の下に「（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）」を加え、「ただし、当該者」を「この場合において、当該サービス提供責任者」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。

第十二条及び第三十八条中「相談支援事業」を「一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業」に改める。

第五十条に次の二項を加える。

7　指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第五十二条第三項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第五十二条第三項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。第五十二条第三項において「指定入所施設基準」という。）第五十二条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8　指定療養介護事業者が、指定医療機関（児童福祉法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第五十二条に次の一項を加える。

3　指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準第五十三条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十四条の二中「又は児童デイサービス」及び「又は障害児」を削る。

第五章を次のように改める。

第五章　削除

第九十六条から第百十三条まで　削除

第百十五条第一項各号列記以外の部分中「第五条第九項」を「第五条第八項」に改め、「（入所によるものに限る。）」を削り、「当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。」を「次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。」に改め、同項に次の各号を加える。

一　指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）その他の法第五条第八項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合　当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二　第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合　イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ　指定短期入所と同時に第百三十七条に規定する指定共同生活介護、第百六十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は第二百七条に規定する指定共同生活援助（以下この章において「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯　指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（第百六十六条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（第二百八条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上